

令和7年（2025年）度において本組合が例とする秦野市契約規則第3 1条の表の金額を超えて一者特命随意契約により執行した案件の結果は次のとおりです。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
1	物件	4月1日	令和7年度栗原一般廃棄物最終処分場炭酸ソーダ（単価契約）（4月、5月分）	令和7年4月1日～令和7年5月31日	株式会社三凌商事厚木支社	3,099,250 総額見積、契約単価 123.97円/kg	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第6号	入札による業者決定までの間、供給を欠かせないため、前年度に契約した当該業者と引き続き契約するもの。
2	委託	4月1日	令和7年度秦野市事務委託料	令和7年4月1日～令和8年3月31日	秦野市	5,583,392	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	構成市である秦野市へ支出するもの。
3	委託	4月1日	令和7年度伊勢原清掃工場廃乾電池運搬、処理及び処分業務委託（単価契約）（4月、5月分）	令和7年4月1日～令和7年5月31日	J F E 条鋼株式会社鹿島製造所	987,360 総額見積、契約単価 72.6円/kg	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第6号	入札による業者決定までの間、本業務を欠かせないため、前年度に契約した当該業者に引き続き委託するもの。
4	委託	4月1日	令和7年度伊勢原清掃工場廃蛍光管等運搬、処理及び処分業務委託（単価契約）（4月、5月分）	令和7年4月1日～令和7年5月31日	野村興産株式会社	511,830 総額見積、契約単価 217.8円/kg	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第6号	入札による業者決定までの間、本業務を欠かせないため、前年度に契約した当該業者に引き続き委託するもの。
5	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター焼却灰運搬資源化処理業務委託（単価契約・太田市）	令和7年4月1日～令和8年3月31日	資源化処理業者 群桐エココ株式会社 運搬業者 有限会社森環境開発	37,444,000 総額見積、契約単価 50,600円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の受入れが不可となった場合においても自区内の焼却灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する群馬県太田市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 当該資源化処理業者が選定しており、契約条件としている秦野市及び伊勢原市の運搬業者を優先することや、天蓋付10トン車両の所有を満たしているため。
6	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰（主灰及び飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・名古屋市）	令和7年4月1日～令和8年3月31日	資源化処理業者 中部リサイクル株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポレーション	59,851,550 総額見積、契約単価 主灰 60,709円/t 飛灰 70,609円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する愛知県名古屋市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 《運搬業者》 当該資源化処理業者が運搬業者の条件として、金属製天蓋付10トン車両を3台以上を所有している事としているが、この条件を満たす業者は市内にないため、当該資源化処理業者が推薦する業者を選定するもの。
7	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰（主灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・津久見市）	令和7年4月1日～令和8年3月31日	資源化処理業者 太平洋セメント株式会社 運搬業者 (1) 日本通運株式会社 横浜支店 (2) 日本貨物鉄道株式会社 (3) 龍南運送株式会社	13,750,000 総額見積、契約単価 55,000円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する大分県津久見市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 運搬業者は、鉄道貨物輸送（コンテナ輸送）となるため、コンテナ牽引車両の所有や貨物ターミナルを使用する登録業者であること等の条件を満たす必要があり、この条件を満たす業者は市内にないため、当該業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
8	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰 (飛灰) 運搬資源化処理業務委託 (単 価契約・津久見市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	資源化処理業者 太平洋セメント株式会社 運搬業者 (1) 東海運株式会社 (2) 株式会社商船三井さん ふらわあ (3) 龍南運送株式会社	38,816,800 総額見積、契約単価 97,042円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を 必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合に においても自区内の灰を安定的に処理するため、リ スク分散の観点から複数の受入先を確保する必要 がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あ るが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受 入能力が限界であったりする業者を除くと6者と なる。当該業者は、本組合の灰を受入可能である とともに、資源化施設が所在する大分県津久見市 と事前協議を行い、了承が得られたため、選定す るもの。 《運搬業者》 運搬業者は、フェリー輸送(ジェットバック輸 送)となるため、ジェットバック車両の所有や貨 物ターミナルを使用する登録業者であること等の 条件を満たす必要があり、この条件を満たす業者 は市内にないため、当該業者を選定するもの。
9	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰 (主灰及び飛灰) 運搬資源化処理業務 委託 (単価契約・寄居町)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	資源化処理業者 ツネインカムテックス株式 会社 運搬業者 (1) 株式会社成瀬 (2) 株式会社稲元興業 (3) 株式会社イイダ	47,130,600 総額見積、契約単価 主灰 45,980円/t 飛灰 56,980円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を 必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合に においても自区内の灰を安定的に処理するため、リ スク分散の観点から複数の受入先を確保する必要 がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あ るが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受 入能力が限界であったりする業者を除くと6者と なる。当該業者は、本組合の灰を受入可能である とともに、資源化施設が所在する埼玉県寄居町と 事前協議を行い、了承が得られたため、選定する もの。 《運搬業者》 契約条件として、秦野市及び伊勢原市内の運搬 業者であり、天蓋付10トン車両を所有し、本組 合の業務実績があることを設定したところ、秦野 市及び伊勢原市内の当該業者は秦野市内に5者あ り、そのうち2者はすでに他の運搬業務に車両を 使用しているため、対象業者は3者であった。 当該資源化処理業者からは安定的な搬出を行な う上でリスク分散を考慮して当該3者全てと契約 したい旨の要請があったため。
10	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰 (主灰及び飛灰) 運搬資源化処理業務 委託 (単価契約・鹿嶋市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	資源化処理業者 新日本電工株式会社 運搬業者 株式会社成瀬	61,459,200 総額見積、契約単価 64,020円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を 必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合に においても自区内の灰を安定的に処理するため、リ スク分散の観点から複数の受入先を確保する必要 がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あ るが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能 力が限界であったりする業者を除くと6者とな る。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると ともに、資源化施設が所在する茨城県鹿嶋市と事 前協議を行い、了承が得られたため、選定するも の。 《運搬業者》 資源化処理業者が選定しており、契約条件とし ている秦野市及び伊勢原市の運搬業者を優先す ることや、天蓋付10トン車両の所有を満たしてい るため。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
11	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰 (主灰及び飛灰) 運搬資源化処理業務 委託 (単価契約・小山市・横須賀市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	資源化処理業者 メルテック株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポ レーション	57,855,600 総額見積、契約単価 主灰 57,640円/t 飛灰 71,720円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《資源化処理業者》 灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生した場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であるとともに、資源化施設が所在する栃木県小山市および横須賀市と事前協議を行い、了承が得られたため、選定するもの。 《運搬業者》 契約に当たっては、秦野市及び伊勢原市の運搬業者を優先することや運搬車両は天蓋付10トン車両を所有していることとしているが、運搬事業者は当該資源化業者が指定の運搬会社との提携関係を結んでいるため、当該業者を選定するもの。
12	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰 (飛灰) 運搬埋立処分業務委託 (単価契約・中野市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	飯山陸送株式会社	6,633,000 総額見積、契約単価 36,850円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《埋立処分業者及び運搬業者》 はだのクリーンセンターで発生する灰は、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間満了後(令和5年度末以降)は、すべて圏外に搬出し、処理する必要がある。飛灰は資源化処理施設での受入量の制限が厳しく、令和4年度末時点の事業者(5者)だけでは、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了後、処理可能上限量を超過し、対応ができなくなるため、埋立施設の所在する長野県中野市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 本件の運搬業者については、処分業者が運搬事業も併せて事業を行っていることから、処分業者にて運搬を行うもの。
13	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰 (飛灰) 運搬埋立処分業務委託 (単価契約・米沢市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	埋立業者 ジークライト株式会社 運搬業者 (1) 茨城クリーン有限会社 (2) 株式会社東亜環境コーポレーション	7,106,000 総額見積、契約単価 41,800円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《埋立処分業者》 はだのクリーンセンターで発生する灰は、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間満了後(令和5年度末以降)は、すべて圏外に搬出し、処理する必要がある。飛灰は資源化処理施設での受入量の制限が厳しく、令和4年度末時点の事業者(5者)だけでは、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了後、処理可能上限量を超過し、対応ができなくなるため、埋立施設の所在する山形県米沢市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 《運搬業者》 埋立処理施設の所在地が山岳地にあり、かつ冬季には降雪により、運搬車両の運転には高い技量が求められるため、同施設への運搬実績が十分な埋立処分業者が指定する当該運搬業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
14	委託	4月1日	令和7年度はだのクリーンセンター灰(飛灰)運搬埋立処分業務委託(単価契約・大館市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	埋立業者 エコシステム花岡株式会社 運搬業者 (1) 株式会社 L N J 関東 (2) 日本貨物鉄道株式会社 (3) DOWA 通運株式会社	6,358,000 総額見積、契約単価 37,400円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《埋立処分業者》 はだのクリーンセンターで発生する灰は、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間満了後(令和5年度末以降)は、すべて圏外に搬出し、処理する必要がある。飛灰は資源化処理施設での受入量の制限が厳しく、令和4年度末時点の事業者(5者)だけでは、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了後、処理可能上限量を超過し、対応ができなくなるため、埋立施設の所在する秋田県大館市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 《運搬業者》 本業務における運搬業者は貨物輸送(コンテナ)となるため、コンテナ牽引車両の所有や、貨物ターミナルへの登録等の厳しい条件を満たす必要があるが、これら条件を満たす市内業者はいない。安定的な運搬業務の確保のため、埋立処分業者の指定する業者を選定するもの。
15	委託	4月1日	令和7年度伊勢原清掃工場不燃物残渣運搬処分業務委託(単価契約・伊賀市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	埋立業者 三重中央開発株式会社 運搬業者 (1) 株式会社稲元興業 (2) 有限会社森環境開発 (3) 株式会社ジェイテックシステム	15,180,000 総額見積、契約単価 50,600円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	不燃物残渣の埋立処分については、その特性から、安全に処分するための技術や施設を必要とする。また、長期安定的に処分可能な施設を所有する必要性がある。本組合の不燃物残渣の受入れ可能な当該業者の埋立処分場が所在する三重県伊賀市と事前協議を行い了承が得られたため当該業者を選定するもの。
16	委託	4月1日	令和7年度伊勢原清掃工場不燃物残渣運搬処分業務委託(単価契約・中野市)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	飯山陸送株式会社	18,653,250 総額見積、契約単価 35,530円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	不燃物残渣の埋立処分については、その特性から、安全に処分するための技術や施設を必要とする。また、長期安定的に処分可能な施設を所有する必要性がある。本組合の不燃物残渣の受入れ可能な当該業者の埋立処分場が所在する長野県中野市と事前協議を行い了承が得られたため当該業者を選定するもの。
17	委託	4月1日	令和7年度伊勢原清掃工場不燃物残渣運搬資源化処理業務委託(単価契約・寄居町)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	資源化処理業者 オリックス資源循環株式会社 運搬業者 有限会社森環境開発	18,975,000 総額見積、契約単価 63,250円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	不燃物残渣の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、残渣に含まれる放射能濃度など特に厳しい基準が定められている。本組合の不燃物残渣の受入れ可能な当該業者の資源化施設が所在する埼玉県寄居町と事前協議を行い了承が得られたため当該業者を選定するもの。
18	委託	4月1日	令和7年度伊勢原清掃工場浄化槽等維持管理等業務委託	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	中央フジクリーン株式会社	641,685 (変更前:522,170)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	高度処理型合併処理浄化槽には、製造業者が独自に開発し、特許を取得した鉄電解法によるリン除去メカニズムが組み込まれており、製造業者の子会社であり、構造を熟知した当該業者による保守点検を受けなければ、浄化槽の処理性能を維持しつつ、高度な排水処理を継続できないため。
19	委託	4月18日	令和7年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設クレーン点検業務委託	令和7年4月19日～ 令和8年3月31日	極東サービス株式会社	946,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	長年当該修繕工事を履行し、クレーン設備の構造等を熟知していることから、点検時の劣化箇所の早期発見、復旧が可能であるため。
20	物件	4月18日	令和7年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設破砕機用消耗部品の購入	(納期限) 令和7年12月26日	パワースystem株式会社	4,928,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	破砕機は特注品のため、その製造元であるジーエスメンテナンスから事業譲渡を受け、部品類の製作に係る技術も継承した当該業者を選定するもの。
21	委託	4月30日	令和7年度伊勢原清掃工場污水引抜、運搬及び処分業務委託(単価契約)	令和7年5月1日～ 令和8年3月31日	引抜、運搬及び中間処理業者 クリーンサービス株式会社 資源化処理業者 株式会社南信サービス	1,386,000 総額見積、契約単価 69,300円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の稼働停止に伴い、同工場で発生する汚水の焼却処理ができなくなったため、はだのクリーンセンターへ運搬し、焼却処理をしているが、定期修繕期間は受入れができなくなるため、圏外の民間施設へ運搬し、処分する必要がある。 神奈川県近隣で汚水を適正に処理、脱水まででき、一般廃棄物処理業の許可を有している業者はクリーンサービス株式会社のみであり、クリーンサービス株式会社と取引があり、汚水脱水後の汚泥を資源化処理可能な業者は株式会社南信サービスのみであるため、選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
22	工事	5月15日	令和7年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設クレーン修繕工事	令和7年5月16日～ 令和8年3月19日	極東サービス株式会社	9,130,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	「令和7年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設クレーン修繕工事」については、6年度まで条件付き一般競争入札により事業者を選定したが、近年では設計・施工業者の「極東サービス株式会社」1者が入札参加している状況である。 また、粗大ごみ処理施設のクレーンについては、秦野市及び伊勢原市から搬入されたごみの処理に欠かせない設備であり、安定したごみ処理を継続するためには、短期間での修繕整備を行う必要がある。 そのため、長年当該修繕工事を履行していること、クレーン設備の構造等を熟知し、限られた期間で部品等の発注から調達、施工が可能であることから、当該業者を選定するもの。
23	委託	6月6日	令和7年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設消火設備点検業務委託	令和7年6月7日～ 令和7年12月26日	カナデビア株式会社	1,716,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	粗大ごみ処理施設の消火設備は、隣接している90t/日焼却施設の電源、非常用発電機及び水源を貯留する水槽を使用するため、同焼却施設を設計・施工したプラントメーカーが製作し、設置した。 そのため、消火設備の維持管理についても、設備の構造を熟知している当該業者しかできないことから、選定するもの。
24	工事	6月13日	令和7年度伊勢原清掃工場計量器修繕工事	令和7年6月14日～ 令和8年3月19日	株式会社アセック	2,530,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	当清掃工場の計量器及び計量データ処理装置は、本組合独自のシステムとして当該業者が設計、製作を行っている。 修繕工事においては、計量器本体の分解整備だけでなく、分解整備後の検定代行検査から計量器本体とデータ処理装置との連携確認まで一括した整備を行う必要があり、それを経て機器の総合的な動作が保証される。 これら作業内容全般の確実な施工は、計量器の設計、製作者である当該業者以外は困難であるため選定するもの。
25	工事	7月4日	令和7年度秦野斎場火葬炉設備修繕工事	令和7年7月5日～ 令和7年9月30日	株式会社宮本工業所	16,665,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務の火葬炉は、火葬炉メーカーである当該業者が秦野斎場仕様に合わせて設計・施工したもので、機械を構成する部品等は汎用品ではなく特殊部品が多く、独自の開発技術によって成り立っている。 同社は、本斎場の火葬炉設備全体を熟知しており、限られた日数の中で部品の調達や製造を可能とし、企業独自のノウハウを生かした部品交換や整備を行うことができる。 また、本業務は、コンピューターによる自動制御など複雑な制御を行う火葬炉の修繕を、限られた期間内に行う効率的な施工が求められることから、本火葬炉設備に精通している事業所でないとは施工は困難であるため選定するもの。
26	工事	7月4日	令和7年度秦野斎場火葬炉増設工事	令和7年7月5日～ 令和8年3月24日	株式会社宮本工業所	53,735,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	増設する火葬炉は、既設の火葬炉7基と同様に火葬炉メーカーである当該業者が秦野斎場の仕様に合わせて設計・施工したもので、機械を構成する部品等は汎用品ではなく特殊部品が多く、独自の開発技術によって成り立っている。 同社は、本斎場の火葬炉設備全体を熟知しており、限られた日数の中で部品の調達や製造を可能とし、企業独自のノウハウを生かし増設工事を行うことができる。 さらに、本斎場の火葬炉はコンピューターによる自動制御など複雑なシステムにより運転管理されており、そちらのシステムとの連携も必要とされるため選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
27	委託	7月25日	令和7年度はだのクリーンセンター可燃ごみ運搬処理業務委託（単価契約・寄居町）	令和7年7月26日～ 令和8年3月31日	資源化処理業者 オリックス資源循環株式会社 運搬業者 佐々木商事株式会社	1,276,000 総額見積、契約単価 63,800円/t	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	《処理業者》 本業務は、はだのクリーンセンターで突発的な故障等が発生した場合に備え、可燃ごみの圏外搬出を実施するもので、緊急時においても速やかに搬出運搬を可能とするため、運搬処理先は関東近郊に所在する処理施設でなければならない。 関東近郊で可燃ごみの受入処理業者は7者あり、本施設の可燃ごみを受入可能かつ受入余力がある業者は2者になるが、2者のうち1者は所在自治体が緊急時以外での可燃ごみ受入れについて承諾出来ないこととしている。 よって、残りの1者であるオリックス資源循環株式会社へ少量搬出を行い、緊急時においても円滑に搬出処理が出来るよう随意契約するもの。 《運搬業者》 本案件の運搬業者の選定に関して、市内の業者には10トン車両用のストックコンテナを複数所有している業者はなく、オリックス資源循環株式会社の指定する運搬業者以外は運搬搬入出来ないことから、同社が指定する運搬業者と契約することとした。
28	委託	7月28日	はだのクリーンセンター次期長期包括運営業務及び基幹的設備改良工事に係る検討支援業務委託（令和7年度債務負担行為設定）	令和7年7月29日～ 令和10年3月31日	一般財団法人日本環境衛生センター	35,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	老廃物処理に係る高度な知識及び構想力並びに専門的な経験等を有していることが求められることから、公募型プロポーザル方式により最適な事業者を選定したため。
29	委託	7月28日	令和7年度栗原一般廃棄物最終処分場維持管理業務委託（長期継続契約）	令和7年9月1日～ 令和10年8月31日	株式会社クリタス	146,124,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	審査会において、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施し、当該事業者が優先交渉権者として選定されたため。
30	工事	8月14日	令和7年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設修繕工事	令和7年8月15日～ 令和7年12月19日	パワーステム株式会社	17,498,690	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務は、粗大ごみ処理施設内の破砕機及びスプレー缶処理機の修繕工事であり、当該機器は製作者であるジーエスメンテナンスが独自の開発技術により設計し作成した特注品であるが、現在は、パワーステム株式会社にノウハウが譲渡されている。 当該業者は詳細な製作図面、組付図面を保有し、本業務開始当時の設計・施工責任者がいることから、正確かつ確実な工事が可能であるため、選定するもの。
31	工事	1月16日	令和7年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設修繕工事（その2）	令和8年1月17日～ 令和8年3月19日	パワーステム株式会社	11,942,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	本業務は、粗大ごみ処理施設内の破砕機及びプレス機の修繕工事であり、当該機器は製作者であるジーエスメンテナンスが独自の開発技術により設計し作成した特注品であるが、現在は、パワーステム株式会社にノウハウが譲渡されている。 当該業者は詳細な製作図面、組付図面を保有し、本業務開始当時の設計・施工責任者がいることから、正確かつ確実な工事が可能であるため、選定するもの。
32	委託	1月28日	伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設耐震工事監理業務委託（令和7年度継続費設定）	令和8年1月29日～ 令和8年12月25日	K e n ' s H o u s e 株式会社	6,743,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	粗大ごみ処理施設の耐震工事を実施するにあたり、耐震設計等業務を当該業者に委託しているが、今回のような廃棄物処理に使用するための機器設備等の移設や設置を含む耐震工事は特殊性があることや、責任の所在を明確にする必要があることから、管理・監督は設計者でないと困難であるため、選定するもの。

* 契約金額は税込みで表示しています。

* 単価契約は契約単価に予定数量を掛けた金額で表示しています。

* 適用条項は次のとおり

2：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第2号（設備故障等緊急）

5：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号（特定技術経験等要）

6：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第6号（前契約と密接、工期経費等有利）